

## 那覇市住民主体通所型サービス補助金交付要綱

平成 29 年 1 月 18 日

(福祉部長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、那覇市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成 29 年 4 月 1 日施行。以下「実施要綱」という。）第 7 条別表 1 に規定する通所型サービス B（以下「住民主体通所型サービス」という。）を実施するボランティア団体等に対して、その活動を支援するために予算の範囲内において補助金を交付することについて、那覇市補助金等交付規則（昭和 52 年那覇市規則第 34 号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第 2 条 補助対象事業は、住民主体通所型サービスである活動で、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) おおむね週 1 回以上かつ 1 回開催あたり 2 時間以上の活動であること。
- (2) 活動場所が那覇市内であること。
- (3) 運動や講座等の介護予防に資する内容であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する活動を含む事業は、補助の対象外とする。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 政治又は宗教に関係するもの

(補助対象団体)

第 3 条 補助対象団体は、住民主体通所型サービスを行う団体（以下「団体」という。）で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 団体の構成員が 2 名以上であること。
- (2) 市税等を完納していること（法人の場合に限る）。
- (3) 1 回開催あたり居宅要支援被保険者及び基本チェックリストの結果が、事業対象の基準に該当した者（以下「総合事業対象者」という。）を 3 名以上受入れ出来る体制が整っていること。
- (4) その他市長が必要と認める条件を満たすこと。

(補助対象経費)

第 4 条 補助対象経費は、事業の運営に要する経費のうち、別表 1 に掲げるものとする。ただし、市長が必要と認める経費については、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは、補助対象としない。

- (1) 飲食等にかかる食糧費
- (2) 大規模修繕にかかる工事費

- (3) 自動車や不動産等の取得
- (4) 他の補助制度により、すでに補助を受けている経費

(補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額とし、1会計年度の上限額は、月額41,000円、年額492,000円とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、市長の定める日までに那覇市住民主体通所型サービス補助金交付申請書(第1号様式)のほか、次の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 那覇市住民主体通所型サービス事業計画書(別紙1)
- (2) 那覇市住民主体通所型サービス事業収支予算書(別紙2)
- (3) 団体の当該年度事業計画書
- (4) 団体の当該年度収支予算(見込)書
- (5) 団体の前年度収支予算決算書
- (6) 団体の定款又は会則
- (7) 市税等完納証明書(法人に限る)

(審査及び交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、これを審査し、補助金の交付を決定したときは、速やかに、那覇市住民主体通所型サービス補助金交付決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

(変更の承認申請)

第8条 補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助団体」という。)は補助金の交付決定後生じた事情の変更により申請内容を変更して補助事業を実施するときは、那覇市住民主体通所型サービス補助事業変更承認申請書(第3号様式)を市長に提出し、事前にその承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の合計の100分の30を超えない範囲の経費配分の変更については、この限りではない。

(中止または廃止の承認申請)

第9条 補助団体は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、那覇市住民主体通所型サービス補助事業中止(廃止)承認申請書(第4号様式)を市長に提出し、事前にその承認を受けなければならない。

(交付決定の取り消し)

第10条 市長は、補助金の交付を決定した事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令、この要綱、那覇市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱又はこれら

に基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合

- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金に関する申請、報告又は事業の実施等について不正な行為があったとき。
- (4) その他補助金の使用が不相当と認められるとき。

2 市長は、前項の規定により、補助金等の交付の決定を取り消したときは、補助事業者に対し、その旨を通知するものとする。

(実績報告)

第 11 条 補助事業者は、補助事業を完了し、又は廃止したときは、その日から起算して 30 日を経過する日又は補助金の交付決定のあった会計年度の 3 月 20 日のいずれか早い期日までに、那覇市住民主体通所型サービス補助事業実績報告書(第 5 号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第 12 条 市長は、前条の規定に提出された実績報告書を審査し、その報告に係る交付対象事業の実施結果が補助金の交付の決定内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに那覇市住民主体通所型サービス補助金交付額確定通知書(第 6 号様式)を当該団体等へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第 13 条 補助金交付額確定通知書を受けた補助事業者は、那覇市住民主体通所型サービス補助金請求書(第 7 号様式)を市長へ提出するものとする。

(補助金の概算交付)

第 14 条 補助団体は、補助金の概算交付を受けようとするときは、那覇市住民主体通所型サービス補助金概算交付申請書兼請求書(第 8 号様式)を市長に提出しなければならない。その際、1 回の交付限度額は交付決定額の 5 割までとして、2 回に分けて交付決定額の 9 割までを概算請求することができるものとする。

(補助金の精算)

第 15 条 市長は、第 14 条の規定により事前に概算交付した当該事業について第 12 条の規定による補助金等の額を確定したときは、速やかに精算を行い、不足額を交付し、又は剰余金額の返納を期限を定めて命ずるものとする。

(帳簿等の整理及び保存)

第 16 条 補助事業者は、補助事業の実施状況及び補助事業に係る経費の収支に係る状況を明らかにするために必要な帳簿及び証拠書類を備え、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(委任)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関しその他必要な事項は、別

に定める。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行以前に交付決定された補助対象事業に係る規定については、なお従前の例による。

付 則

1 この要綱は、平成 30 年 11 月 27 日から施行する。

2 この要綱の施行以前になされた第 6 条に基づく補助金の交付申請に係る第 1 号様式別紙 2 については、改正後の様式によりなされたものとみなす。

付 則

1 この要綱は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行以前に交付決定された補助対象事業に係る規定については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

交付の対象となる経費区分	
経費	内容
サービス利用調整に係る人件費	事業対象者のサービス利用に係るケアプランナーとの調整、参加受付及び利用者情報の管理等を行う人員に係る人件費
報償費（講師謝礼金）	住民リーダーの育成または補助対象事業の継続運営の支援等を目的として体操等の介護予防に資する講座を提供した外部講師にかかる謝礼金。ただし、団体構成員に対する講師謝礼金を除く。
会場使用料及び賃借料	事業を実施する施設使用料及び賃借料（水光熱費含む）。ただし、自己の生計のための住居に係る賃借料を除く。
物品購入費	事業の運営に必要な物品購入費。
通信運搬費	事業の運営に必要な通信費、郵便料
印刷製本費	事業の運営に必要な印刷製本費
保険料	事業実施に係る従事者及び参加者の保険料

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

那 覇 市 長 宛

団体所在地

団体名称

代表者氏名

担当者氏名

電話番号

印  
(代表者印)

那覇市住民主体通所型サービス補助金交付申請書

みだしのことについて、下記のとおり補助事業を実施したいので、補助金の交付について申請します。

記

1. 事業名
2. 交付申請額
3. 添付書類
  - (1) 那覇市住民主体通所型サービス事業計画書（別紙1）
  - (2) 那覇市住民主体通所型サービス事業収支予算書（別紙2）
  - (3) 団体の当該年度事業計画書
  - (4) 団体の当該年度収支予算（見込）書
  - (5) 団体の前年度収支予算決算書
  - (6) 団体の定款又は会則
  - (7) 市税等完納証明書（法人に限る）

別紙 1 (第 1 号様式添付書類)

那覇市住民主体通所型サービス事業計画書

団体の概要	団体名							
	所在地							
	代表者氏名							
	設立年月日	年	月	日	会員数	人	職員数	人
	活動内容							
	過去 3 年間に受けた補助金							
補助金交付を申請する事業	事業名 (または通いの場の名称)							
	実施場所	自治会館・借用物件・個人所有・公民館等公共施設・その他 (いずれかに○)						
		住所						
		施設名称						
		面積	おおむね	m <sup>2</sup>	トイレ	無・有 (和式・洋式)		
	基本的な活動内容	実施曜日 (定例)	曜日 (おおむね週 回)					
		実施時間 (基本)	: ~ : (時間 分)					
		総合事業対象者の受入許容人数	名 (一般参加者を除いた受入可能人数)					
		具体的な活動内容	運動 (体操等) の内容について 上記以外の介護予防に資する取組み (講座等)					
		利用者が継続して参加できるような工夫点						
	事業の目的及び期待される市民への効果							
	実施体制	コーディネーター氏名						
		住民リーダー氏名						
加入 (予定) している保険サービス名称	1 なし 2 あり ( )							
個人情報等の保管方法 (設備)	・カギ付きの保管場所を利用 ・カギの付いていない保管場所を利用 ・その他 ( )							

※当該事業の説明を補足する資料があれば添付してください。

※必要に応じて、枠を抜けてご記入下さい。

那覇市住民主体通所型サービス事業収支予算書

事業名	
-----	--

補助金 所要額 算出表	補助事業に要する経費の合計額「A」		補助対象経費の合計額「B」	
	円		円	
	その他収入のうち対象経費「C」	差引額「D」 (=「B」-「C」)		補助申請額 E (492,000円以下)
	円	円		

収 入	項 目		当初予算額(円)	内 訳
	那覇市住民主体通所型サービス補助金「E」			
	その他			
		対象経費「C」		
		対象外経費		
収入計				

支 出	項 目		予算額 (円)	内 訳
	補助対象経費			
	補助対象経費合計=「B」			
	補助対象経費以外の経費合計「F」			
	支出計=「A」			(補助対象経費合計)+(補助対象経費以外の経費合計)

※1 支出の項目欄には那覇市住民主体通所型サービス補助金交付要綱別表の項目 (サービス利用の調整に係る人件費、物品購入費等) 毎に記入し、内訳の欄には項目毎の予算額の積算根拠、数量等を詳しく記入してください。

※2 上記に入らない場合は、別紙に記入して下さい。



那覇市指令福ち第 号  
年 月 日

団体所在地  
団体名称  
代表者職・名

那覇市長

那覇市住民主体通所型サービス補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありましたみだしの補助金の件について、下記のとおり決定しましたので那覇市補助金等交付規則第7条の規定により通知します。

記

1. 決定内容

(1) 補助事業名

「 」

(2) 補助金交付額

金 円

2. 交付条件

- (1) この補助金は、補助事業以外の用途に使用してはならない。
- (2) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（那覇市住民主体通所型サービス補助金交付要綱第8条に定める軽微な変更を除く）をする場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過する日又は3月20日のいずれか早い期日までに、事業に要した経費に係る領収書等（原本）を添えた実績報告書を提出すること。
- (6) 那覇市補助金等交付規則及び那覇市住民主体通所型サービス補助金交付要綱に違反した場合は、補助金の一部又は全部を返還すること。

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

那 覇 市 長 宛

団体所在地

団体名称

代表者氏名

印  
(代表者印)

那覇市住民主体通所型サービス補助事業変更承認申請書

年 月 日付け那覇市指令福祉第 号で補助金交付決定の通知があった補助事業を下記のとおり変更したいので、承認して下さるよう申請します。

記

1. 事業名

2. 補助金変更申請額

(補助金交付決定額 金 円)

(変更増減額 金 円)

3. 変更を必要とする理由

4. 添付書類 那覇市住民主体通所型サービス補助事業変更後収支予算書（別紙1）

別紙1 (第3号様式添付書類)

那覇市住民主体通所型サービス事業変更後収支予算書

事業名					
補助金 所要額 算出表		補助事業に要する経費の合計額「A」	補助対象経費の合計額「B」		
	変更前	円	円		
	変更後	円	円		
	増減額	円	円		
		その他収入のうち 対象経費「C」	差引額「D」 (=「B」-「C」)	補助申請額 E (492,000円以下)	
	変更前	円	円	円	
	変更後	円	円	円	
	増減額	円	円	円	
収 入	項 目	変更前予算(円)	変更後予算(円)	内 訳	
	那覇市住民主体通所型 サービス補助金「E」				
	その他				
	対象経費「C」				
	対象外経費				
	収 入 計				
支 出	項 目	変更前予算(円)	変更後予算(円)	変 更 内 訳	
	補助対象経費				
	補助対象経費合計=「B」			(増減 円)	
	補助対象経費以外の経費合計 「F」			(増減 円)	
	支 出 計=「A」			(増減 円)	

※1 各項目及び予算欄は変更の有無にかかわらずすべて記入し、変更内訳の欄は変更のある項目についてのみ記入してください。

※2 上記に入らない場合は、別紙に記入して下さい。

第4号様式（第9条関係）

年 月 日

那 覇 市 長 宛

団体所在地

団体名称

代表者氏名

印  
(代表者印)

那覇市住民主体通所型サービス補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け那覇市指令福祉第 号で補助金交付決定の通知があった補助事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、承認して下さるよう申請します。

記

1. 事業名

2. 補助金交付決定額 金 円

3. 中止（廃止）理由

4. 中止期間（廃止）年月日

年 月 日から 年 月 日まで中止

( 年 月 日廃止)

第5号様式（第11条関係）

年 月 日

那 覇 市 長 宛

団体所在地

団体名称

代表者氏名

印  
(代表者印)

那覇市住民主体通所型サービス補助事業実績報告書

みだしのことについて、 年 月 日付け那覇市指令福ち第 号で補助金交付決定の通知があった補助事業の実績を、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1. 事業名

2. 補助金精算額 金 円

3. 添付書類

- (1) 那覇市住民主体通所型サービス補助事業実績書（別紙1）
- (2) 那覇市住民主体通所型サービス補助事業収支決算（精算）書（別紙2）
- (3) 補助事業の成果を示す参考資料
- (4) 事業に要した経費に係る領収書、レシート等（原本）

※購入品目の詳細がわかるもの。

別紙1（第5号様式添付書類）

那覇市住民主体通所型サービス補助事業 実績書

事業名	
事業期間	年 月 日 から 年 月 日まで
事業内容・成果	<p>○活動回数： 回</p> <p>○参加者実績 事業対象者：実人数 人（延べ人数 人）          一般参加者：実人数 人（延べ人数 人）</p> <p>○事業内容・成果</p>
経費	補助事業に要した経費の合計額 金 円
	うち補助対象経費 金 円
経費の内訳	別紙2 那覇市住民主体通所型サービス補助事業収支決算（精算）書のとおり

別紙2（第5号様式添付書類：第10条関係）

那覇市住民主体通所型サービス補助事業 収支決算（精算）書

事業名				
補助金 所要額 算出表	補助事業に要する経費の合計額「A」	補助対象経費の合計額「B」		
	円	円		
	その他収入のうち対象経費「C」	差引額「D」 (=「B」-「C」)	補助金交付決定額 E (交付決定通知書記載の額)	
	円	円	円	
	補助金精算額「I」 (DとEを比較して少ない方の額)	補助金概算払済額 「G」 (既に概算払いを受けた額)	補助金差引過不「J」 (=「G」-「I」)	
円	円	円		
収 入	項 目	当初予算額(円)	決算額(円)	内 訳
	那覇市住民主体通所型 サービス補助金			
	その他			
	対象経費「C」			
	対象外経費			
	収 入 計			
支 出	項 目	予算額(円)	決算額(円)	内 訳
	補助対象経費			
	補助対象経費合計＝「B」			(増減 円)
	補助対象経費以外の経費合計 「F」			(増減 円)
	支 出 計＝「A」			(増減 円)

※1 事業の変更承認があった場合、補助金交付決定額「E」の欄には変更承認通知書記載の額を記入します。

※2 上記に入らない場合は、別紙に記入して下さい。

※3 差引過不足額（上記「J」が生じた場合は、返納（「J」の額がプラスの場合）又は不足額の請求（「J」の額がマイナス（△）の場合）の手続きが必要ですので、別途通知します。

第6号様式（第12条関係）

那 福 ち 第                    号  
年    月                    日

団体所在地  
団体名称  
代表者職・名

那覇市長

那覇市住民主体通所型サービス補助金交付額確定通知書

年    月    日付け那覇市指令福ち第                    号で交付決定した那覇市住民主体通所型サービス事業補助金については、那覇市補助金等交付規則第13条の規定により実績報告書等を審査した結果、次のとおり確定したので通知します。

記

1. 補助事業名                    : 那覇市住民主体通所型サービス事業
2. 補助金交付決定額            : 金                                    円
3. 補助事業の経費精算額        : 金                                    円
4. 補助金確定額                : 金                                    円
5. 概算払済額                    : 金                                    円
6. 差引過不足額                : 金                                    円



第7号様式（第13条関係）

年 月 日

那 覇 市 長 宛

団体所在地

団体名称

代表者氏名

印  
(代表者印)

那覇市住民主体通所型サービス補助金請求書

年 月 日付け那福ち第 号で確定通知があった那覇市住民主体通所型サービス補助金について、下記金額を請求します。

記

1. 補助金請求額 金 円  
内訳 交付確定額 金 円  
交付済金額 金 円  
残 額 金 円

2. 補助金の受領方法  
口座振込払（下記のとおり）

銀 行 等 名	
支 店 等 名	
種 類	普 通 ・ 当 座
口 座 番 号	
口座名義	ふりがな
	氏 名

年 月 日

那 覇 市 長 宛

団体所在地

団体名称

代表者氏名

印  
(代表者印)

那覇市住民主体通所型サービス補助金概算交付申請書兼請求書

年 月 日付け那覇市指令福祉第 号で補助金交付決定の通知があった那覇市住民主体通所型サービスに係る補助金について、下記金額の概算払を申請します。

記

1. 今回申請額 金 円

2. 概算払内訳

区 分	総 額
交付決定額 A (交付決定通知書記載の額)	円
受領済額 B (分割で概算交付を受けた額)	円
今回申請額 C	円
差引残額 D = A - B - C	円

3. 補助金の受領方法

口座振込払（下記のとおり）

銀 行 等 名	
支店等名・(番号)	( )
種 類	普 通 ・ 当 座
口 座 番 号	
口座名義	ふりがな
	氏 名

4. 添付書類

(1) 債権者登録申請書（口座の新規登録又は登録内容変更の場合のみ）